

農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）実施要領

制定
2 農振第 3729 号
農林水産省農山村振興局長通知
令和 3 年 4 月 1 日

改正 令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 2977 号

第 1 目的

近年、我が国の農村では、少子高齢化、人口減少の進行等により、農業農村インフラ（ほ場、農業用排水施設、農道等の農業生産基盤及び農業集落排水施設、農業集落道、営農飲食用水施設、農業集落防災安全施設等の農村生活環境基盤をいう。以下同じ。）の維持管理体制の脆弱化や農業生産における労働力不足等が懸念され、情報通信技術の活用に期待が高まっている。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の教訓を踏まえ、農村の価値が再認識され、地方移住への関心が高まっており、農村に安心して住み続けられる条件として情報通信環境の重要性が高まっている。

このため、本事業により、農業農村インフラの管理の省力化・高度化を図る中で、地域活性化やスマート農業（ロボット技術や情報通信技術を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業をいう。以下同じ。）の実装にも活用できる情報通信環境（情報通信施設（無線通信用施設及び設備並びに当該無線通信用施設及び設備の開設に必要な伝送用専用線をいう。以下同じ。）及び情報通信施設を運用するために必要な情報通信機器、設備、ソフトウェア等）を整備する取組を支援し、もって農業の持続的な発展及び農村の振興を図ることとする。

第 2 交付対象経費の区分の具体的な内容

農山漁村振興交付金交付等要綱（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 3695 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）の第 3 の 2 に示す交付対象経費の区分の具体的な内容及び実施区域は、別表第 1 によるものとする。

第 3 事業実施主体の要件

交付等要綱別表 1 に規定する事業実施主体のうち、地方公共団体等が出資する法人、農業者の組織する団体及び地域協議会についての基準は、次のとおりとする。

1 地方公共団体等が出資する法人

地方公共団体等が出資する法人については、地方公共団体、農業協同組合及び農業協同組合連合会のうち、整備する情報通信施設の活用に係る目的及び内容に適した者が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができると認められる法人であるものとする。

2 農業者の組織する団体

農業者の組織する団体については、主たる構成員又は出資者に、実施する事業の受益者である農業者が 3 名以上含まれており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができると認められる団体であるものとする。

なお、当該団体のうち法人格のないものについては、代表者の定め並びに組織及び運営についての規約の定めがあり、かつ、特定の構成員の加入又は脱退と関係なく、一体として経済活動を行う単位となっているものに限る。

3 地域協議会

地域協議会については、都道府県又は市町村を構成員に含み、次に掲げる事項を規約等に定めているものとする。

- (1) 目的
- (2) 構成員、事務局並びに代表者及び代表権の範囲
- (3) 意思決定方法
- (4) 解散した場合の地位の承継者
- (5) 事務処理及び会計処理の方法
- (6) 会計監査及び事務監査の方法
- (7) その他運営に関する必要な事項

第4 事業の公募

農林水産省農山村振興局長（以下「農山村振興局長」という。）は、別表第1の区分の欄の1のイの事業について、別に定める公募要領により、事業実施提案書の公募及び交付対象事業の候補の選定を行うものとする。

第5 事業の実施手続等

1 別表第1の区分の欄の1のア及び2の事業について

(1) 農山村振興推進計画及び事業実施計画

ア 農山村振興推進計画及び事業実施計画の策定

事業実施主体は、交付等要綱第5及び第6に基づき、別紙様式第1号により農山村振興推進計画（以下「振興推進計画」という。）及び事業実施計画を策定するものとする。

イ 振興推進計画及び事業実施計画策定の留意事項

振興推進計画及び事業実施計画の策定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

（ア）振興推進計画には、当該計画の実施期間内において実現しようとする次の目標を定めることとする。

なお、1)は必須、2)及び3)は任意とする。

1) 農業農村インフラの管理の省力化・高度化に関する目標

2) 地域活性化等に関する目標

3) スマート農業の導入に関する目標

（イ）（ア）の目標の実現状況等を評価するための指標（以下「評価指標」という。）が定量的指標により適切に設定されており、これにより交付対象事業の目的が適切に表現されていること。

（ウ）振興推進計画の目標及び評価指標の設定内容に対して、取組の内容が妥当であること。

ウ 事業の同意

アの計画を策定する場合には、あらかじめ費用負担予定者及び施設の予定管理者の同意を得るものとする。

(2) 年度別事業実施計画

事業実施主体は、事業開始年度の翌年度以降において、毎年度、事業の進捗状況、実績等を踏まえ、交付等要綱第6に定める年度別事業実施計画を別紙様式第2号により策定するものとする。

2 別表第1の区分の欄の1のイの事業について

(1) 農山村振興推進計画及び事業実施計画

ア 農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の策定

事業実施主体は、交付等要綱第5及び第6に基づき、第4の選定を受けてから1月以内に別紙様式1号の2により振興推進計画及び事業実施計画を策定し、別紙様式第3号により農村振興局長に提出するものとする。

3 事業の実施手続

(1) 別表第1の区分の欄の1のアの事業及び2の事業について

ア 本事業を実施しようとするときは、以下のとおりとする。

(ア) 都道府県が事業実施主体となる場合

都道府県知事は、振興推進計画及び事業実施計画（以下「事業計画等」という。）を地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、それ以外の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に別紙様式第3号により提出するものとする。

(イ) 都道府県以外の者が事業実施主体となる場合

事業実施主体は、都道府県が指定する期日までに、事業計画等を都道府県知事に別紙様式第3号により提出し、都道府県知事はこれを確認の上、地方農政局長等に提出するものとする。

なお、地域協議会が事業実施主体となる場合にあっては、地域協議会の設立を確認できる資料を添付するものとする。

イ 地方農政局長等は、アにより提出された事業計画等を審査の上、適当であると認めるときは、事業を承認し、別紙様式第4号により都道府県知事に事業承認通知書を通知するものとする。

審査にあたっては、別表第2のチェックリストに基づき評価を行うものとし、項目7を踏まえて優先的に承認するものとする。

ウ 都道府県知事は、イの事業承認通知書の交付を受けたときは、速やかにアの（イ）による申請を行った事業実施主体にその旨を通知するものとする。

エ 事業実施主体は、1の（2）により策定した年度別事業実施計画について、アの手続に準じ、毎年度の4月末日までに別紙様式第3号により提出するものとする。

(2) 別表第1の区分の欄の1のイの事業について

ア 農村振興局長は、2の（1）のアにより提出された事業計画等の内容、対象経費等を精査し、交付等要綱、実施要領等に照らして適当であると認める場合にあっては、これを承認し、別紙様式第4号により事業実施主体にその旨を通知するものとする。

4 事業の委託

別表第1の区分の欄の1のイの事業を行う事業実施主体が事業の委託を行う場合は、次のとおりとする。

(1) 事業実施主体は、他の民間団体等に事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載した上で農村振興局長の承認を得るものとする。

ア 委託先を決定している場合にあっては、委託先名

イ 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

(2) 事業実施主体は、委託に要する費用について、原則として経済性の観点から相見積りを取り、その中で最低価格を提示した者の見積りを積算内容の根拠とする。相見積りを取らない場合又は最低価格を提示した者を選定しない場合にあっては、その選定理由を明らかにした理由書を農村振興局長に提出するものとする。

- (3) 事業実施主体は、委託契約書の作成に当たっては、委託する業務の内容を具体的に明記するものとする。また、委託した業務が終了したかどうかについて、委託先が作成した報告書等により確認するものとする。

第6 助成

- 1 事業の実施に要する経費については、第13に掲げる経費とする。

第7 実施基準等

- 1 交付対象事業の実施基準

別表第1の交付対象事業の実施基準は次のとおりとする。

- (1) 自力若しくは他の助成によって工事を実施中の情報通信施設又は既に完了した情報通信施設を本事業に切り替えて交付対象とすることはできないものとする。
- (2) 事業実施計画に係る事業費は、事業実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならない。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」(昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知)及び「過大積算等の不当事態の防止について」(昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知)による。

- (3) 別表第1の事業メニュー欄に掲げる事業の労務費の算出に当たっては、「公共工事設計労務単価」を用いるものとする。

なお、労務費のうち、日当等支払分（雇用した者のみ）について、公共工事設計労務単価より安価な日当等の支払がある場合には、実際に支払われた日当等に基づいて算出すること。また、日当等の支払額は、公共工事設計労務単価により算出される額を上限とする。

- (4) 別表第1の区分の欄の2の事業により整備する情報通信施設は、個人所有のもの及び個人が管理、運営を行うもの、目的外使用のおそれがあるもの及び事業効果の少ないものは、交付対象としないものとする。

- (5) 情報通信施設が適正に利用されると認められ、かつ、当該情報通信施設の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれるものとする。

- (6) 情報通信施設の整備に係る用地の規模は著しく過大となってはならない。

- (7) 情報通信施設の整備に係る用地が確保される見通しがない等事業着手までに相当の期間を有すると認められる事由が発生しているものは、交付対象としないものとする。

- (8) 事業実施主体等が情報通信施設の管理及び運営を行うに当たり、適正に収支計画を策定し、収支の均衡が取れていると認められなければならない。

- (9) 事業実施主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達と償還計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれなければならない。

- (10) 既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、本事業の実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品、古材の利用による事業を交付対象とすることができるものとする。なお、古品、古材の利用については、次によるものとする。

ア 古材、古品を利用する場合は、古材、古品を利用することにより新品の購入及び新築の場合より事業費が低減される場合に限るものとする。

イ 使用する古品、古材の材質、規格、形式等は、新品新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のないものであり、かつ新品新資材と同程度の耐用年

数を有するものでなければならない。

ウ 古品、古材の購入価格は、適正に評価され、かつ、新品新資材の価格を下回るものとする。なお、事業実施主体が無償で入手した古品、古材は、交付対象としないものとする。

第8 事業の施行

1 事業の実施

(1) 実施設計書の作成

ア 事業実施主体は、振興推進計画に基づき交付対象事業を実施しようとするときは、あらかじめ総会の議決等所要の手続を行って交付対象事業の実施方法等を決定した上で、実施設計書を作成するものとする。

なお、複数年度で事業を実施する場合は、実施設計書において年度ごとの事業量及び事業費の区分を明確にすることとする。

イ 実施設計書の作成に当たって、事業実施主体にその作成能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせて作成するものとする。

ただし、製造請負工事に係る実施設計書については、事業実施主体における理事会の議決等所要の手続を行った上で、原則として、指名競争入札若しくは指名競争入札に準ずる方法（代行施行による競争見積等）により、施工業者を選定し、又は必要性が明確である場合に限っては単一の施工業者を選定して、当該施工業者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

(2) 予算の計上

事業実施主体は、予算案又は事業計画案を作成し総会の議決等を得るものとする。

なお、予算案又は事業計画案の作成に当たっては、予算科目等において交付対象経費である旨を明示するとともに、交付対象外経費と一括計上する必要があるときは、明細等において交付対象経費を明確に区分しておくものとする。

(3) 地元負担金の調達

地元負担金（分（負）担金、夫役、現品、寄付金等）の賦課、徴収等の手続については、地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、土地改良区連合等にあっては、それぞれの関係法規等の定めるところにより、農業者の組織する団体等にあっては、関係者の総会による議決等に基づき行うものとする。

なお、地元負担金の調達については、適正な賦課基準等を定めて行うとともに、寄付金品を受けてこれに充てる場合には、その旨を明確にしておくものとする。

(4) その他関係法規に基づく許認可

事業の実施に当たり、土地改良法に基づく施行認可、建築基準法に基づく確認、農地法に基づく転用の許可、電波法に基づく無線局開局のための免許の申請、電気通信事業法に基づく電気通信事業の登録等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

(5) 交付対象事業の着手

事業実施主体（都道府県を除く。）は、交付対象事業に着手したときは、速やかにその旨を文書等により、都道府県に届け出るものとする。

2 施行方法

(1) 施行方法

交付対象事業は次の（2）から（5）までに掲げるとおり、直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行によって実施するものとし、一の交付対象事業について

は一の施行方法により実施することを原則とする。ただし、事業費の低減を図るために適切と認められる場合には、一の交付対象事業について工種又は施設等の区分を明確にして二以上の施行方法により施行することができるものとする。

なお、製造請負工事を伴わない建設工事は、原則として請負施工によるものとする。

(2) 直営施工

ア 工事

直営施工においては、事業実施主体は、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を直接行い、所定の期間内に事業を施工するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払い、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

なお、別表第1の区分の欄の2の事業のうち、(1)の力の事業を実施する場合において、農家・地域住民等参加型の直営施工を行う場合は、農業農村整備事業等における農家・地域住民等参加型の直営施工について（平成14年3月29日付け13農振第3737号農林水産省生産局長・農村振興局長通知）に基づき実施するものとする。

イ 購入

器具の購入においては、事業実施主体は、事前に関係業者からのカタログの入手や参考見積りを徴収することにより予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとする。ただし、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付する又は随意契約によるものとする。また、都道府県は、第5の3の(1)のイにより事業実施計画の提出のあった事業実施主体の入札業務の執行に当たり、適切な指導を行うものとする。

なお、随意契約は、以下の場合に限るものとする。また、2)の場合においては、契約保証金及び履行期限を除き、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

1) 事業実施主体が農業者の組織する団体であって、競争入札に付することができない場合において、当該事業実施主体の総会の議決を得る等の手続を行う場合

2) 競争入札に付しても入札者がいる場合、又は落札に至らなかった場合

(3) 請負施工

請負施工においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとする。また、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次に掲げる方法等により行い、適正を期するものとする。

ア 請負方法

1) 工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付する又は随意契約によるものとする。

なお、随意契約は、以下の場合に限るものとする。また、(イ)の場合においては、契約保証金及び履行期限を除き、当初の競争入札に付するときに定め

た予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

- (ア) 事業実施主体が農業者の組織する団体であって、競争入札に付し難い場合において、当該事業実施主体の総会の議決を得る等の手続を行う場合
- (イ) 競争入札に付しても入札者がない場合、又は落札に至らなかつた場合
- 2) 地方公共団体以外の事業実施主体が、1)により契約を締結しようとする場合は、交付等要綱第32の定めるところにより、所要の手続を行うものとする。
- 3) 都道府県は、第5の3の(1)のイにより事業実施計画の提出のあった事業実施主体の入札業務の執行に当たり、適切な指導を行うものとする。

イ 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人を定めさせ、当該現場代理人に工事の施行及び施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書、仕様書及び設計図に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

ウ 工事の検査及び引き渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。

この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとする。

また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

(4) 委託施行

委託施行においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。

また、委託施行による場合は、あらかじめ総会の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

(5) 代行施行

代行施行においては、事業実施主体である農業協同組合又は農業者の組織する団体等が、交付対象事業の施行管理能力を有する設計事務所又は農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下「代行者」という。）と共同利用施設の基本設計の作成

（必要な場合に限る。）、実施設計書の作成又は検討、工事の施行、施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとする。当該契約に基づき、委託を受けた代行者（以下「受託代行者」という。）は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施行の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は、交付対象事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとする。

ア 代行施行の選択

事業実施主体は、代行施行を選択する場合は、代行施行によることの理由を明確にし、総会の議決等所要の手続を行うものとする。

イ 代行者の選択

代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がない場合、又は落札に至らなかつた場合においては、随意契約によることができるものとする。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

地方公共団体以外の事業実施主体が、代行施行契約をしようとする場合は、交付等要綱第32の定めるところにより、所要の手続を行うものとする。

ウ 建設委員会の設置等

代行施行においては、事業実施主体及び受託代行者の連携を緊密にし、交付対象事業の目的に即して適正に工事等を実施する必要があることから、事業実施主体及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議を行うものとする。

また、受託代行者は、施工管理担当者を定め、これを事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体及び受託代行者は、当該施工管理担当者を建設委員会等の委員に加えること等により、工事等の施行体制を整備するものとする。

エ 施工業者の選定

建築施工業者並びに機械及び施設の製造請負人の選定については、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、資格要件を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

オ 支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とすることの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとする。

また、受託代行者は、工事材料を支給品とすることについては、あらかじめ事業実施主体と協議するとともに、交付対象事業の目的に即した優良な工事材料が適正価格をもって使用されることにより事業費の低減を図ることを旨として、決定するものとする。

カ 工事監督

受託代行者は、エにより施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に、当該施工業者から工程表等を提出させるとともに、現場代理人等を定めさせるものとする。また、ウの施工管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収及び工事の指導監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影等により工事の実施状況を記録するものとする。

キ 工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要な場合には試運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受け、これを事業実施主体に引き渡すものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡し

を受けるものとする。

ク 精算

事業実施主体は、受託代行者から共同利用施設の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者に対して工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施行管理料及び製造請負管理料の支払を含む精算を行うものとする。

2 契約の適正化

交付対象事業に係る契約については、補助金等予算執行事務に関する適正化措置について（平成9年5月9日付け9経第895号農林水産省大臣官房経理課長通知）により、契約の手続等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

第9 交付金の適正な執行の確保

- 1 都道府県は、第5の3の（1）のイにより事業実施計画の提出のあった事業実施主体による交付対象事業の実施について総括的な指導監督を行うとともに、適正かつ円滑な交付対象事業の執行を確保するものとする。
- 2 情報通信施設の整備について、事業実施主体は、未しゅん功工事について（昭和49年10月21日付け49経第2083号農林事務次官依命通知）、未しゅん功工事の防止について（昭和55年3月1日付け55経第312号農林水産大臣官房長通知）及び未しゅん功工事の防止について（昭和55年10月30日付け55経第1995号農林水産事務次官依命通知）により、未しゅん功工事の防止に努めるものとする。

第10 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

- 1 交付対象事業費の経理は、独立の帳簿を設定する等の方法により、他の経理と区分して行うものとする（交付対象外事業費を含む全事業費を一括して経理する場合にも、交付対象事業費を明確に区分しておくこと。）。
- 2 分（負）担金の徴収に当たっては、分（負）担金の徴収の根拠法規を有するものはもとより、農業者の組織する団体等の根拠法規のない場合についても請求書を発行する等の方法により、個人別分（負）担を明確にするとともに、徴収の都度領収書を発行しておくこと。
- 3 事業費の支払は、工事請負人等からの支払請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。
- 4 金銭の出納は、金銭出納簿等又は必要に応じて金融機関の預金口座等を設けて行うこと。
- 5 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し処理のてん末を明らかにしておくこと。
- 6 人件費の算定等にあっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に従うこと。

第11 情報通信施設の管理

事業実施主体は、本事業により整備した情報通信施設を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

1 管理主体

情報通信施設の管理は、原則として、事業実施主体がこれを行うものとする。ただ

し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に定める指定管理者が同条第1項の規定による条例の定めるところにより情報通信施設を管理する場合には、この限りではない。

また、別表第1の区分の欄の2の事業のうち、(1)のア及びイの事業により整備した情報通信施設について、その設置目的の達成等の見地から事業実施主体が直接管理する場合より適切な管理を行うものと認められる場合には、事業実施主体が適切と認める電気通信事業者に貸し付け、管理させることができる。

この場合において、事業実施主体は、管理の委託を受ける者と、管理を委託する情報通信施設の種類、設置場所、移管の年月日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を締結するものとする。

2 管理方法

(1) 事業実施主体は、その管理する情報通信施設について、総会の議決等所要の手続を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、情報通信施設の継続的活用を図り得るための維持管理及び更新に必要な資金の確保に努めるものとする。

なお、事業実施主体及び第1項に示す管理の委託を受ける者以外の者に対し、情報通信施設を農業農村インフラの管理の省力化・高度化以外の利用に供する場合は、公益上の必要に基づくなど特段の理由がある場合を除き、原則として利用料等を徴収するものとする。

(2) (1)の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち情報通信施設の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。

- ア 事業名及び目的
- イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量
- ウ 設置場所
- エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名
- オ 利用者の範囲
- カ 利用方法に関する事項
- キ 利用料に関する事項
- ク 保全に関する事項
- ケ 償却に関する事項
- コ 必要な資金の積立に関する事項
- サ 管理運営の収支計画に関する事項
- シ その他必要な事項

(3) 事業実施主体は、情報通信施設の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、情報通信施設の管理運営記録又は利用記録等を適宜作成し、整備保存するものとする。

3 財産処分の手続

(1) 事業実施主体（都道府県を除く。）は、情報通信施設について、その処分制限期間（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条の別表による処分制限期間又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）内に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第22条に基づく財産処分（以下「財産処分」という。）として、当該情報通信施設を当該交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣

官房経理課長通知。以下「承認基準」という。) の定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

- (2) 都道府県知事が(1)の承認をするときは、あらかじめ地方農政局長等に申請し、その承認を受けなければならない。
- (3) 都道府県が財産処分をしようとするときは、承認基準の定めるところにより、地方農政局長等の承認を受けなければならない。

第12 事業実施主体が行う関係書類の整備保管

交付等要綱第29の3の関係書類として、事業実施主体は、次に掲げる関係書類を保管しておくものとする。

1 予算決算関係書類

- (1) 交付対象事業の実施に関する総会等の議事録
- (2) 予算書及び決算書
- (3) 分(負) 担金賦課明細書
- (4) その他

2 工事施工関係書類

直営施行の場合にあっては、(1)から(4)まで及び(9)、請負施行、委託施行及び代行施行の場合にあっては、(5)から(9)までに掲げる書類とする。

- (1) 工事材料検収簿及び受払簿
- (2) 賃金台帳及び労務者出面簿
- (3) 工事日誌及び現場写真
- (4) 建築確認に係る検査済証(建築工事の場合に限る。)
- (5) 入札てん末書類
- (6) 請負契約書類
- (7) 工事完了届及び現場写真

- (8) その他

3 経理関係書類

- (1) 金銭出納簿
- (2) 分(負) 担金徴収台帳
- (3) 証拠書類(見積書、請求書、入出金伝票、領収書、借用証書等)
- (4) その他

4 往復文書等

農山漁村振興推進計画、事業実施計画、交付金の交付から実績報告及び財産処分等に至るまでの申請書類、交付決定及び承認書類並びに設計書類

5 施設管理関係書類

- (1) 管理規程又は利用規程
- (2) 財産管理台帳
- (3) その他

第13 交付対象事業費の内容、構成及び積算

1 交付対象事業費の内容

(1) 計画策定期事業費の内容

別表第1の区分の欄の1の事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は次のとおりとする。

ア 計画策定支援事業

区 分	経 費
ア) 報酬	委員手当及び日々雇用される事務補助員、技術補助員等（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する職である者（以下、「特別職非常勤」という。）及び第22条の2に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。））に対する報酬
イ) 給料	日々雇用される事務職員、技術補助員等（会計年度任用職員及び地方公務員法第22条の3第1項又は第4項の規定により任用された者（以下「臨時の任用職員」という。））に対する給料
ウ) 職員手当等	日々雇用される事務職員、技術補助員等（会計年度任用職員及び臨時の任用職員）に対する職員手当等
エ) 報償費	謝金
オ) 旅費	普通旅費及び特別旅費（委員等旅費、研修旅費及び日額旅費）
カ) 需用費	消耗品費、車両燃料費、印刷製本費、食糧費（茶菓子賄料等）、資料購入費、修繕費等 なお、食糧費の取扱いは、公共事業の補助事業における食糧費の使途等について（平成7年11月20日付け7経第1740号農林水産事務次官依命通知。）に基づくものとする。
キ) 役務費	通信運搬費、手数料等
ク) 委託料	調査等に係る委託料等
ケ) 使用料及び賃借料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、調査に係る機械器具等の賃料及び損料
コ) 物品・備品購入費	事業の実施に必要な物品、事業用備品等の購入費 (原則として、耐用年数が交付対象事業の実施期間を超えるものを除く。)
サ) 共済費	給料が支弁される者に係る共済組合負担金、保険料
シ) 調査試験費	調査試験・研修等のための技術指導費、調査試験記帳手当、資材・原材料費、構築物設置費等

イ 計画策定促進事業

区 分	経 費
ア) 賃金	本事業の実施に直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した事務補助員等に対して支払う実働に応じた対価
イ) 報償費	本事業の実施に直接必要な委員等謝金、講師等謝金、原稿執筆謝金及び資料収集等に協力を得た人に対する謝

	札に必要な経費（社内規定等に基づく単価の設定根拠によること）
ウ) 旅費	本事業の実施に直接必要な会議の出席、各種調査、打合せ及び資料収集等に必要な旅費、又は、技術指導を行うための旅費として依頼した専門家に支払う旅費
エ) 需用費	本事業の実施に直接必要な消耗品、自動車等燃料、印刷製本等の調達に必要な経費
オ) 役務費	本事業の実施に直接必要、かつ、それだけでは本事業の成果とはなり得ない器具機械等の各種保守・改良、翻訳、分析及び試験等を専ら行うために必要な経費
カ) 委託料	本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等を他の団体に委託するために必要な経費。ただし、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。
キ) 使用料及び賃借料	本事業の実施に直接必要な車両等の借り上げ、駐車場、会議の会場及び物品等の使用料、有料道路使用料に必要な経費
ク) 備品購入費	本事業の実施に直接必要な備品の購入に係る経費
ケ) 報酬	「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化等について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房經理課長通知）」に基づき算出される経費
コ) 共済費	ア及びケに該当する者に対する共済組合負担金及び社会保険料等
サ) 補償費	本事業の実施に直接必要な業務の遂行上、一時的に必要となる仮設的用地の借料
シ) 資材購入費	本事業の実施に直接必要な資材の購入費
ス) 機械賃料	本事業の実施に直接必要な機械・器具等の借料及び損料

(2) 施設整備事業費の内容

別表第1の区分の欄の2の事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は次のとおりとする。

ア 建築工事及び製造請負工事を除く工事

区 分	経 費
1) 工事費関係	
(ア) 工事費	支給品費を含む。
(イ) 測量設計費	工事に必要な調査、測量及び試験に要する経費
(ウ) 機械器具費	工事の施行に必要な機械器具等の購入費（耐用年数期間が、工事期間を超えるものを除く。）
(エ) 営繕費	工事の施行に必要な事務所、現場詰所等の設置及び

	借り入れに必要な経費
(オ) 用地費及び補償費	<p>補償費については、工事の施行に伴う騒音、地盤の沈下等による損失補償は、事業実施主体及び工事請負人が善良な管理を行っていたにもかかわらず予測できなかった不可抗力による損失に限る。</p> <p>なお、用地費及び補償費の取扱いに当たっては、上地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱の制定について（昭和38年3月23日付け38農地第251号農林省農地局長通知）の定めるところに準ずるなど適正に行うものとする。</p>
(カ) 全体実施設計費	
(キ) 工事雑費	<p>農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション等整備事業）の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（令和4年4月1日付け3農振第2977号農村振興局長通知。以下「附帯事務費及び工事雑費の取扱通知」という。）の記の2によるものとする。</p>

イ 建築工事及び製造請負工事

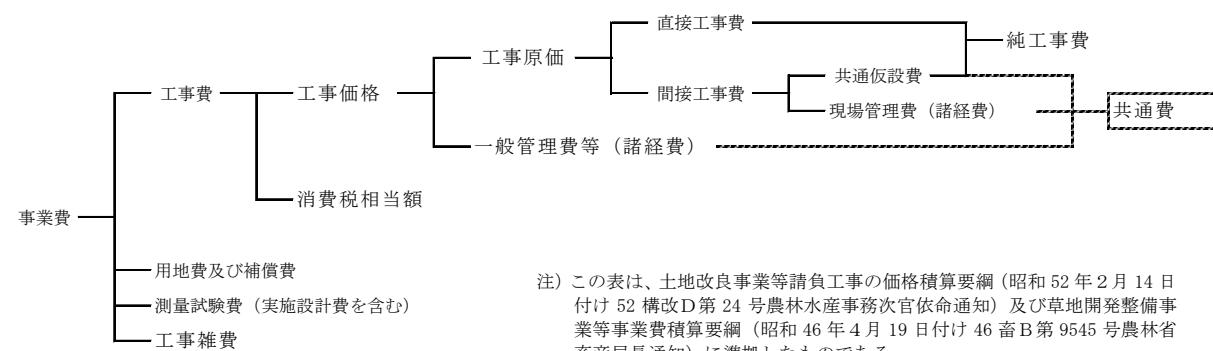
区 分	経 費
1) 工事費	
(ア) 建設工事費	
(イ) 製造請負工事費	
(ウ) 機械器具費	
2) 実施設計費	
3) 工事雑費	附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の記の2によるものとする。

2 交付対象事業費の構成

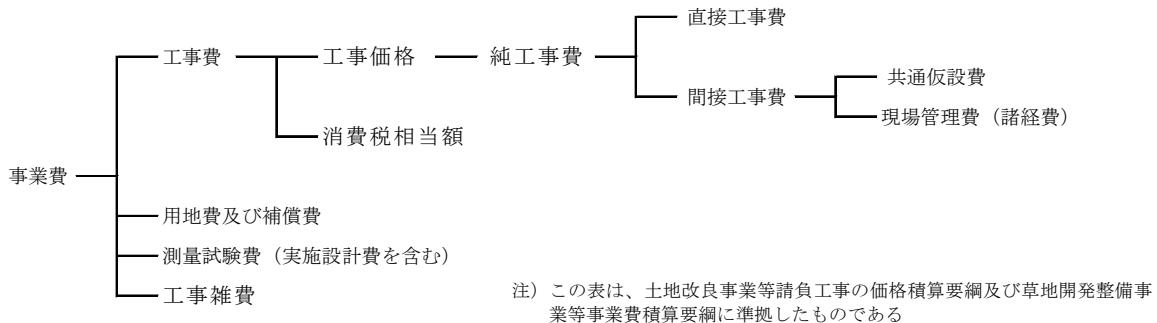
1の(2)の交付対象事業費の構成は、次を標準とするものとする。

(1) 建築工事及び製造請負工事を除く工事

ア 請負施行の場合

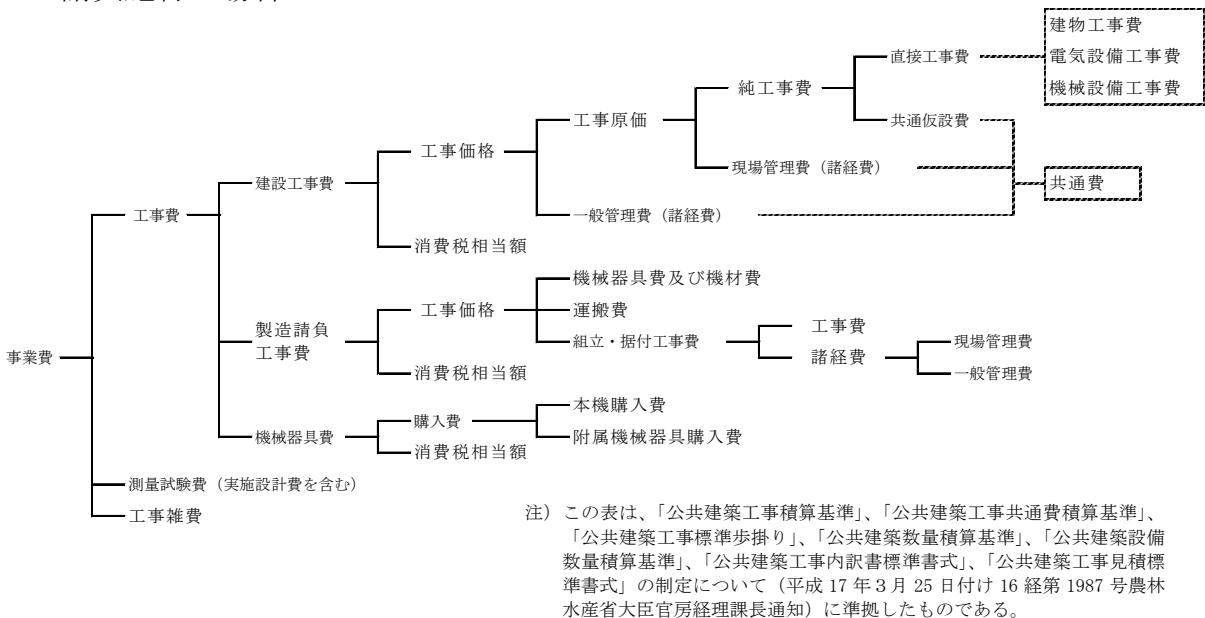


イ 直営施行の場合

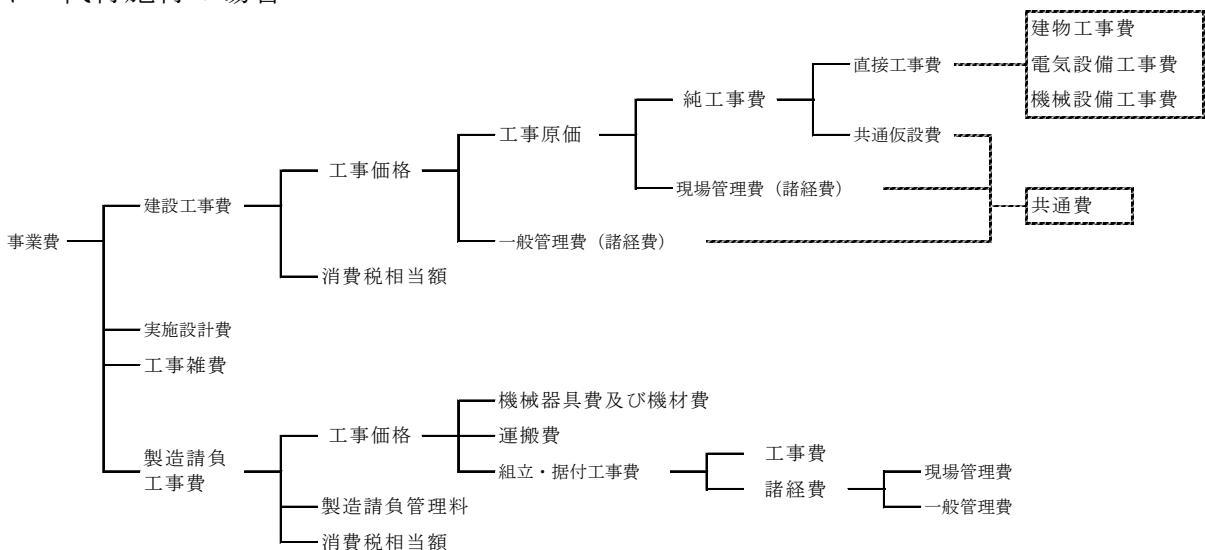


(2) 建築工事及び製造請負工事

ア 請負施行の場合



イ 代行施行の場合



3 交付対象事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。また、一の事業が二以上の施行方法により施行される場合には、それぞれの施行方法別

に区分して積算するものとする。

なお、直営施行で実施する場合は、交付対象事業費の構成、積算等に当たり、諸経費（現場管理費、一般管理費等）を計上しないものとする。ただし、(2)にあっては、現場管理費のうち現場雇用労働者に関する労災保険等の保険料のみ計上できるものとする。

(1) 建築工事及び製造請負工事を除く工事

ア 工事費

1) 積算の方法

建築工事及び製造請負工事を除く工事における施設の整備は、原則として、土地改良事業等請負工事の価格積算要綱（昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林水産事務次官依命通知）、土地改良事業等請負工事積算基準（平成5年2月22日付け5構改D第49号農林水産省構造改善局長通知）、草地開発整備事業等事業費積算要綱（昭和46年4月19日付け46畜B第9545号農林省畜産局長通知）その他実施しようとする事業と同種の団体営級の公共事業の基準に準じて積算するものとする。

2) 支給品費等の取扱い

支給品費及び地方公共団体等が出資する法人が事業実施主体である事業の現場管理費及び一般管理費等並びに工事雑費の積算の取扱いについては、(2)に定めるところによるものとする。

イ 測量設計費

測量設計費は、工事のための測量、試験、設計等に必要な委託費又は請負費とする。

ウ 用地費及び補償費

- 1) 用地費及び補償費は、施設整備等における用地の買収費、工事に伴う補償金、補償工事費等とする。
- 2) 施設整備等に係る用地の買収又は賃借に要する費用及び補償費の積算は、土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱の制定についてに準じて行うものとする。

(2) 建築工事及び製造請負工事

建築工事を伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

ア 工事費

1) 積算の方法

(ア) 工事費は、都道府県又は市町村において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、現地の実情に即した適正な現地実効価格によるものとし、建設工事費については直接工事費及び共通費、製造請負工事費については機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費、機械器具費については本機購入費及び附属機械器具購入費に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って種目ごとに建築工事、電気設備、機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。

この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとする。

また、製造請負工事費及び機械器具費の積算において、機種等を選定して行う場合には、その必要性を明確とした上で、性能の比較検討等を行うものとする。

(イ) 建築工事及び製造請負工事の積算は、原則として、「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」及び「公共建築工事見積標準書式」の制定について（平成17年3月25日付け16経第1987号農林水産大臣官房經理課長通知）に準じて行うものとする。

2) 支給品費

(ア) 支給品費は、請負施行及び委託施行にあっては事業実施主体が、代行施行にあっては受託代行者が、請負人等に原則として無償で支給する工事材料費として、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。

(イ) 支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。

(ウ) 工事材料を支給する場合は、工事材料を支給することが工事費の低減になるかどうかを検討した上で、支給することが工事費の低減になるときは、原則として、工事材料を支給品費として積算するものとする。

3) 古品又は古材

古材を使用する施設について交付対象とする経費は、古材購入費、基礎工事費、組立費、現場施工費、塗装費、附帯施設費等の工事費、実施設計費、工事雑費及び既存施設の解体費とする。

4) 共通仮設費

共通仮設費は、建物、工作物の各種の直接工事に共通して必要な次に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

区分	経 費
準備費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地その他占有料等に関する費用
仮設建物費	仮現場事務所倉庫、宿舎等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置、撤去、補修等に要する費用
工事施設費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置、撤去、補修等に要する費用
試験調査費	地耐力試験、施設の機能試験、材料及び製品試験等に要する費用
整理清掃費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分、養生等に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水、光熱等に関する引込負担金等に要する費用
技術管理費	品質管理、出来高管理及び試験等に要する費用
機械器具費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安全費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員、交

	通整理員等の安全監理及び安全標識、合図等に要する費用
運搬費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
その他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

5) 諸経費

(ア) 諸経費は、請負施行、委託施行又は代行施行において請負人等又は直営施行における地方公共団体等が出資する法人が必要とする、次の表1に掲げる現場管理費及び次の表2に掲げる一般管理費とする。

(イ) 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な率以内とする。

ただし、直営施行における地方公共団体等が出資する法人の一般管理費等率については、利益相当率を除くものとする。

表1 現場管理費

区 分	経 費
労務管理費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用 純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書、謄抄本登記等の証紙代等、諸官公署手続費用
保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与、施工図等を外注した場合の設計費等
退職金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員及び現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福利厚生費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断、医療等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞、図書、雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費

補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
原価性経費配賦額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
雑費	会議費、式典費、工事実績等の登録等に要する費用 その他上記のいずれの科目にも属さない費用

表2 一般管理費

区分	経 費
役員報酬	取締役及び監査役に要する経費
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品及び新聞、参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用 社会福祉団体等に対する寄付
寄付金地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料 その他の公課

保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

6) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

イ 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質、その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な費用とする。）とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、交付対象とするものとする。

なお、当該実施設計と併せて工事の施工監理を建築士事務所等に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

ただし、代行施行にあっては、当該監理料を実施設計費に含めないものとする。

ウ 工事雑費

交付対象となる工事雑費の使途基準については、附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の記の2によるものとする。ただし、耐用年数が交付対象事業の実施期間を超える備品を購入する経費については、原則として交付の対象としないものとする。

地方公共団体等が出資する法人が事業実施主体である場合には、附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の規定にかかわらず、一般管理費については、地方公共団体等が出資する法人が計画主体と協議して定める算定方式により算定する額を計上することができるものとする。

エ 代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料

代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具及び機材費、運搬費並びに組立・据付工事費の5%に相当する額以内とする。

また、その上限額は2,000万円とし、施設全体の製造請負工事ごとに適用するものとする。

ただし、次の要件をすべて満たす場合には、同一施設の製造請負工事であっても、設備ごとに区分した契約ごとに適用することができるものとする。

なお、特許権に係る設備の場合には、次の要件に関わりなく区分できるものとする。

- 1) 交付決定された施設の事業費のうち、製造請負工事費が10億円を超えること。
- 2) 施設の中の機能が、設備ごとに大きく異なり各々独立して稼働すること。
- 3) 設備ごとの技術の専門性が高いため、一請負業者が統括して施工することが困難であること。

オ 合体施行

合体により施設整備を実施する場合の施設費の交付対象となる経費と交付対象とならない経費の区分は、床面積、容積、施設の構造等を基準として実情に即し

た適正な方法で行い、実施設計書において明らかにしておくものとする。

また、実施設計費及び工事雑費については、それぞれの事業費の割合に応じて按分するなど適正に行うものとする。

第14 事業完了に伴う手続

事業完了に伴って、土地改良法に基づく工事完了届、建築基準法に基づく使用承認、電波法に基づく無線局の運用開始等の届出等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続を行うものとする。

第15 事業評価

交付等要綱第7の事業評価については、別表第1の区分の欄の1のアの事業及び2の事業において、次のとおり行うものとする。

- 1 事業実施主体は、事業が完了した翌年度から、原則として3年間の事業達成状況を把握する期間（以下「評価期間」という。）を確保するとともに、事業実施計画に定められた目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、評価結果を別紙様式第3号及び第5号により、事業実施主体が都道府県である場合にあっては地方農政局長等に、事業実施主体が都道府県以外の場合にあっては都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1により都道府県以外の事業実施主体から報告のあった事業評価を確認し、目標の達成状況が低調な場合は、事業実施主体に対して重点的な指導・助言を行った上、取りまとめて地方農政局長等に提出するものとする。
- 3 事業の評価については、取組状況、事業実績、実施体制等を踏まえ、目標の達成状況等の総合的評価を行うものとする。
- 4 1の報告は、評価期間の終了直後の9月末日までに行うものとする。
なお、評価期間中に7に示す達成状況を満たす場合は、評価開始から3年目の9月末日までに評価結果を報告できるものとする。
- 5 2により提出を受けた地方農政局長等（農村振興局長を除く。）は、事業実施主体から報告された当該評価結果を速やかに農村振興局長に報告するものとする。
- 6 1及び2により提出を受けた地方農政局長等は、目標の達成状況が低調であったに対して重点的な指導、助言等を行うものとする。
- 7 2及び6の目標の達成状況が低調な場合とは、次に該当するものとする。
 - (1) 別表第1の区分の欄の1の事業にあっては、事業によって策定した計画に基づく情報通信施設の整備が行われていない又は行われる見込みが低い場合とする。
 - (2) 別表第1の区分の欄の2の事業にあっては、目標の達成率が50%未満となった場合とする。

第16 留意事項

事業実施主体の本事業の実施に当たっての留意事項は、次に定めるところによる。

1 推進指導等

- (1) 都道府県以外が事業実施主体である場合には、都道府県知事は、事業実施主体に対し、本事業の適正かつ円滑な推進のために必要な情報交換、連携・調整及び技術的な助言・指導等を行うものとする。
- (2) 都道府県知事は、事業実施主体の代表者、役員又は職員等が、本事業の実施に関して不正な行為をし、又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正な行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう求める。

(3) 都道府県知事は、(1)に該当する事業実施主体が新たに本事業の実施を要望する場合、事業実施主体から報告を受けた当該不正行為等の真相及び発生原因、事業実施主体において講じられた再発防止のための是正措置等の報告内容が、本事業の適正な執行を確保する上で不十分であると認められるときは、当該事業を行わない。

2 関連事業等との連携

事業実施主体は、情報通信施設の整備及び有効利用を促進する観点から、本事業とあわせて次に掲げる事業との連携に努めるものとする。

- (1) 交付等要綱第3の1の(4)の農山漁村発イノベーション対策、(5)の「農泊推進対策」、(6)の「農福連携対策」及び(7)の「最適土地利用対策」
- (2) 水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）
- (3) 農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）
- (4) 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2689号農林水産事務次官依命通知）
- (5) 農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）
- (6) 農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知）
- (7) 農村整備事業実施要綱（令和3年4月1日付け2農振第2736号農林水産事務次官依命通知）
- (8) 中山間地域農業農村総合整備事業実施要綱（令和2年3月31日付け元農振第2707号農林水産事務次官依命通知）
- (9) 農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知）
- (10) 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官依命通知）

第17 事業の状況報告

- 1 事業実施主体は、事業の遂行状況について地方農政局長等から報告を求められたときは、速やかにその状況を報告しなければならない。
また、事業実施主体は、地方農政局等から事業に関する調査及び取組状況等について情報の提供を求められたときは応じなければならない。
- 2 地方農政局長等は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき補助金の返還を求める事情が確認された場合には、改善に向けた指導を行う。
- 3 農林水産大臣は、2の指導の結果においても改善されない又は改善の見込みがない場合には、事業実施主体に対して交付した交付金の全部又は一部を返還することを求めるものとする。

附 則

この通知は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農山漁村振興交付金) 情報通信環境整備対策) 実施要領により令和3年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

別表第1

区分	内容	実施区域	備考
1 計画策定事業	<p>ア 計画策定支援事業</p> <p>(1) 事業実施区域における情報通信技術の利用ニーズ、地形条件、既存の情報通信施設とその利用可能範囲等の諸条件の調査及び調査結果を基にした情報通信施設の導入規格選定等に関する技術的検討</p> <p>(2) (1) の技術的検討に当たって必要とされる無線通信の伝送距離の確認及び運用に関する試行調査（調査に必要な機器の設置を含む。）</p> <p>(3) 専門家の派遣、ワーキンググループ</p> <p>(4) 整備計画の策定</p>	<p>(1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域（農業振興地域の指定が行われていない市町村にあっては同法第4条第1項の農業振興地域整備基本方針に定められた農業振興地域として指定することを相当とする地域）及びこれと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域</p> <p>(2) 農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）で定める農業集落が連続した領域であって、社会的、歴史的又は地理的条件、土地利用及び水利用の状況、住民の日常の生活圏域、住民の意識等からみて一体と考えられる区域内の区域</p> <p>(3) 都道府県道又は幹線市町村道の路線等と重複しない範囲の農道又は集落道</p>	
イ 計画策定促進事業	<p>(1) 農業農村の情報通信環境整備に関する全国横断的な課題への対応策の検討及び横展開に関する取組</p> <p>(2) 農業農村の情報通信環境整備に取り組む地区への専門的な課題サポートに関する取組</p>	—	
2 施設整備事業	<p>(1) 農業農村インフラの管理の省力化・高度化を図るとともに、地域活性化やスマート農業の実装の促進に必要となる施設の整備</p> <p>ア 無線通信用施設及び設備（無線基地局）</p> <p>イ 伝送用専用線（光ファイバ）</p> <p>ウ ア及びイの設置、運用に必要な施設及び設備</p> <p>エ ア及びイを活用して農</p>	<p>(1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域（農業振興地域の指定が行われていない市町村にあっては同法第4条第1項の農業振興地域整備基本方針に定められた農業振興地域として指定することを相当とする地域）及びこれ</p>	ア、イのいずれかについて、必ず実施するものとする。

	<p>業農村インフラの監視、制御を行うための設備 オ ア及びイを活用して地域活性化やスマート農業に有効利用するための設備 カ エ及びオの設置に要する経費 キ ア、イ、エ及びオの施設及び設備を運用するために必要となるソフトウェア（ライセンス含む）</p>	<p>と一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域</p> <p>(2) 農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）で定める農業集落が連続した領域であって、社会的、歴史的又は地理的条件、土地利用及び水利用の状況、住民の日常の生活圏域、住民の意識等からみて一体と考えられる区域内の区域</p> <p>(3) 都道府県道又は幹線市町村道の路線等と重複しない範囲の農道又は集落道</p>	
--	--	---	--

別表第2

農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）チェックリスト

事業実施主体名：

年　月　日申請分

項目	評価内容	チェック
1. 地域の概要	<ul style="list-style-type: none"> 当該計画の対象施設の現状と、事業の背景となる地域農業の現状等が整理されている。 	<input type="checkbox"/>
2. 事業実施地区の現状、課題等	<ul style="list-style-type: none"> 地域が抱える課題とその対応方針、事業との関連性が整理されている。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 農業農村インフラの管理状況及び現状及び今後の課題が明記されている。 (2) 地域活性化に関する取組状況と課題が明記されている。 (3) スマート農業の取組状況と課題が明記されている。 (4) そのほか生活面における情報通信に関する課題が明記されている。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
3. 事業内容 (1) 計画策定事業 ア 必要性 イ 実施期間 ウ 実施要件	<ul style="list-style-type: none"> 取組の概要について、地域の課題解決や目的達成の観点から、当該事業が必要なものとなっている。 事業が計画された工期内で完了することが見込まれるものである。 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、実施要件に適合している。 試行調査の数量が過大なものになっていない。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(2) 施設整備事業 ア 必要性 イ 技術的可能性 ウ 効率性 エ 実施期間 オ 実施要件	<ul style="list-style-type: none"> 地域の課題解決や目的達成の観点から、当該事業が必要なものとなっている。 当該事業の施行が技術的に可能である。 当該事業の効用の発現が見込まれ、事業の効率性が十分見込まれる。 導入する通信規格が地域の実情に沿って検討されたものである。 事業が計画された工期内で完了することが見込まれるものである。 上記のほか、事業実施要綱・要領に規定された事業内容、実施要件に適合している。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
4. 施設整備後の維持管理・運用	<ul style="list-style-type: none"> 施設管理予定者が明記され、適切に維持管理できる体制となっている。 利用料徴収等を行う計画とし、施設等の継続的活用を図り得るための維持管理及び更新に必要な資金の積立に努める体制を検討している。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
5. 事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> 課題に対応した目標が設定されている。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 農業農村インフラの管理の省力化・高度化 (2) 地域活性化等 (3) スマート農業の導入 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

